

# 代理人選任届

(宛先) 富士見市長

令和 年 月 日

代理人	住所	
	氏名	
	生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日

私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

委任する内容の番号に○をつけてください。

1	印鑑登録申請 (印鑑登録証を紛失した場合や登録印を変更したい場合は「2」も○をつけてください。)
2	印鑑登録の亡失届または廃止申請 亡失届 : 印鑑登録証の紛失などで印鑑登録を抹消する場合 廃止申請 : 改印などで印鑑登録証を持参し、印鑑登録を抹消する場合
3	回答書の提出及び印鑑登録証の受領

※1枚の代理人選任届で「1. 印鑑登録申請」と「3. 回答書の提出及び印鑑登録証の受領」の委任事項を兼ねることはできません。

印鑑登録者	住所	富士見市
	氏名 (自署)	
	生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日
	電話番号	

※代理人選任届は、印鑑登録者(本人)が自署してください。

※印鑑登録者の自署が困難な場合について

以下の事項の記入と印鑑登録者本人の拇印をお願いいたします。

印鑑登録者が \_\_\_\_\_ のため自署が困難なので、  
本人指示のもと代筆しました。

代筆者氏名:

印鑑登録者の拇印:

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

登録する印鑑



委任する内容が  
「1」「3」のときは、  
押印してください。

# 代理人による印鑑登録の手続きの流れ

## 1. 代理人による申請(印鑑登録申請) (市民課又は出張所窓口)

### 必要な持ち物

- ・代理人選任届(印鑑登録する旨及び記入日・代理人・印鑑登録者欄が記載され登録印押印済のもの)
- ・登録する印鑑
- ・代理人の本人確認書類  
顔写真付きのもの1点(運転免許証、マイナンバーカード、旅券、運転経歴証明書(H24年4月1日以降発行)等の官公署発行のもの)  
顔写真つき本人確認書類がない場合は、保険証や年金手帳等



## 2. 照会文書を印鑑登録者へ発送

申請受付後、印鑑登録の意思確認のため、印鑑登録者の住民登録地へ照会文書を発送します。(転送不要)  
※住民登録地(住民票がある住所)以外へは、発送できません。  
※転送不要で発送しますので、転送手続をしている方は届きません。(転送されている方は、郵便局へ相談)



## 3. 照会文書の受取(到着後)

印鑑登録者は、照会文書の回答書欄に自署、押印してください。  
照会文書にある期日までに手続きされない場合は、印鑑登録の申請は無効となりますので、ご注意ください。  
代理人選任届(回答書の提出および印鑑登録証の受領を委任する旨及び記入日・代理人・印鑑登録者欄が記載され登録印押印済のもの)を作成してください。



## 4. 代理人による申請(回答書の提出及び印鑑登録証の受領) (市民課又は出張所窓口)

### 代理人が窓口に来る場合

#### 必要な持ち物

- ・照会文書(回答書欄を本人が記入・捺印済のもの)
- ・登録する印鑑
- ・代理人選任届(回答書の提出および印鑑登録証の受領を委任する旨及び記入日・代理人・印鑑登録者欄が記載され登録印押印済のもの)
- ・代理人の本人確認書類